

議事（１） 委員長の選任及び副委員長の指名について

豊島区児童福祉審議会条例に次のように定めています。

第6条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

このことから、委員長の選任及び副委員長の指名について、下記のとおり委員の同意を求めます。

① 委員長を選任

委員長候補委員

柏女 霊峰 委員

② 副委員長の指名について

副委員長指名委員

武藤 素明 委員